

【前橋市猫の去勢・不妊手術費補助金】

令和7年度からの変更点

TNR活動や多頭飼育崩壊などの問題に対応するため、下記のとおり変更になります。

① 1世帯あたりの申請上限が15匹になります

② 購入した猫※は、補助金の対象外となります

※ペットショップ、ブリーダー等

ただし、購入した猫であって、**令和7年3月1日から同年3月31日まで**に手術を実施し、手術に係る費用の支払いを完了したものについては、補助対象とします。



電子申請をご利用ください

スマートフォンやパソコンから、24時間申請手続きが可能です。
詳細はHPをご確認ください。



領収書と通帳（またはキャッシュカード）の画像を用意

右のQRコードを読み込み、メールアドレスを入力

届いたメールに記載されているURLから申請

領収書原本を郵送 5営業日以内（必着）



- ・ 申込内容と領収書（原本）に不備等がなければ、領収書受理日から30日以内に決定通知を郵送します。
- ・ 補助金交付決定日から30日以内に申請者の口座へ補助金額が振り込まれます。

【お問い合わせ・領収書送付先】

〒371-0014

前橋市朝日町三丁目36番17号

電話：027-220-5777（直通）

前橋市保健所衛生検査課 動物愛護管理センター準備室

E-mail：eisei-kensa@city.maebashi.gunma.jp